

鳥取労働局発表
平成26年11月27日(木)

担当

鳥取労働局 労働基準部 賃金室
室長 西山 豊美
室長補佐 加納 稔
TEL 0857-29-1705

鳥取県の特定（産業別）最低賃金が改正されます！

— 2つの産業別の最低賃金が年内に改正 —

鳥取労働局長（河野 純伴^{かわの すみとも}）は、鳥取県内の2つの特定（産業別）最低賃金について、それぞれ官報に改正決定の公示を行いました。

これにより、これらの最低賃金は、次のとおり改正されます。



最低賃金制度のマスコット
「チェックマン」

【鳥取県各種商品小売業最低賃金】

改正後 (時間額)	改正前 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生效年月日
700円	697円	3円	0.43%	平成26年12月13日(土)

【鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金】

改正後 (時間額)	改正前 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生效年月日
743円	738円	5円	0.68%	平成26年12月25日(木)

「各種商品小売業」とは、日本標準産業分類（総務省）に掲げる「百貨店、総合スーパー」などが該当します。

なお、「コンビニエンスストア」、「ドラッグストア」や「ホームセンター」などは、該当しません。

〔経過〕

鳥取県内には、2つの特定（産業別）最低賃金があり、それぞれの最低賃金について、関係労使からの申出があったことを受け、平成26年8月から審議を行っていましたが、同年10月10日開催の第3回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会（部会長 野津和功）において、時間額700円（697円から3円引上げ）に改正することを結審し、また、同年10月24日開催の第4回鳥取県電子部品等製造業最低賃金専門部会（部会長 西村教子）において、時間額743円（738円から5円引上げ）に改正することを結審しました。

これを受け、鳥取労働局長は、「鳥取県各種商品小売業最低賃金」については、同年11月13日付け官報に、「鳥取県電子部品等製造業最低賃金」については、同年11月25日付け官報にそれぞれ公示することで同最低賃金について、上記の表のとおり改正決定しました。

改正されたそれぞれの特定（産業別）最低賃金の適用を受ける使用者は、効力発生日から適用除外される業務に就いている労働者を除いて、使用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

【参考】

1 特定（産業別）最低賃金の改正の推移について

（鳥取県各種商品小売業最低賃金）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
時間額	690円	694円	695円	697円	改正の申出がないことから 改正なし
引上げ額	1円	4円	1円	2円	
引上げ率	0.15%	0.58%	0.14%	0.29%	
発効日	H21.12.20	H23.2.11	H24.2.9	H25.2.7	

（鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
時間額	731円	734円	735円	736円	738円
引上げ額	1円	3円	1円	1円	2円
引上げ率	0.14%	0.41%	0.14%	0.14%	0.27%
発効日	H21.12.20	H23.1.20	H24.1.27	H25.1.17	H26.1.9

2 特定（産業別）最低賃金の適用を除外する労働者について

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ④ 「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」についてのみ、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

3 「鳥取県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」との違いについて

「鳥取県最低賃金」は、産業や職種にかかわらず、原則として、鳥取県内で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。

一方、「特定（産業別）最低賃金」は、産業別に基幹労働者を対象として、関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めているものです。